

市からの 連絡帳



届け出

住民票等自動交付機のご利用を

暗証番号を登録してある「ほうや市民カード」または、「西東京市民カード」をお持ちの方は、住民票等自動交付機で、住民票の写しと印鑑登録証明書が取れます。住民票等自動交付機をぜひご利用ください。

手数料 200円
(窓口で取得する場合は、300円)
市民課 ④(☎460-9830)
保 ④(☎438-4050)

設置場所	利用できる曜日・時間
田無庁舎 (2階ロビー)	月～金曜日...午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日...午前9時～午後5時
保谷庁舎 (1階ロビー)	月～金曜日...午前8時30分～午後8時 土・日曜日、祝日...午前9時～午後5時
保谷公民館 (西武新宿線西武柳沢駅南口)	月～金曜日...午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日...午前9時～午後5時 第4月曜日は休み。
ひばりが丘図書館 (西武池袋線ひばりが丘駅南口)	火・木曜日...午前10時～午後6時 水・金曜日...午前10時～午後8時 土・日曜日、祝日...午前10時～午後5時 図書館休館日は休み。
芝久保公民館 (芝久保町5-4-48)	月～金曜日...午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日...午前9時～午後5時 第4月曜日は休み。
保谷駅前公民館 (西武池袋線保谷駅南口・ステア4階)	月～金曜日...午前9時～午後8時 土・日曜日、祝日...午前9時～午後5時 第4月曜日は休み。

いずれも12月29日～翌年1月3日は休み。

税

住宅の省エネ住宅改修に伴う固定資産税の減額

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修(熱損失防止改修)工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)

④平成20年1月1日以前から市内に所在する住宅(賃貸住宅を除く)

要件
改修工事後3か月以内に申告を行うこと

改修工事に要した費用の額が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

必要書類
住宅の熱損失防止改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

熱損失防止改修工事に要した費用の領収書の写し

熱損失防止改修工事証明書

納税義務者の方の住民票の写し

～一定の熱損失防止改修工事とは～
窓、床、天井、壁の断熱性を高める改修工事 外気などと接するものの工事に限る。窓の改修工事を含まない工事が必須)

資産税課 ④(☎460-9830)

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

平成19年4月1日～平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー

改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の100㎡の床面積相当部分まで)を3分の1減額します(都市計画税は含まれません)

④平成19年1月1日以前から市内に所在する家屋のうち、65歳以上の方および要介護もしくは要支援の認定を受けている方、障害をお持ちの方が居住する建物(賃貸住宅を除く)

要件
改修工事後3か月以内に申告を行うこと

改修工事に要した費用(補助金などを除く自己負担額)が30万円以上であること

現在、新築住宅軽減および耐震改修に伴う減額を受けていない建物であること

必要書類
住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額適用申告書

改修工事に要した費用の領収書、改修工事の内容等を確認できる書類(工事明細書、現場の写真など)

納税義務者の方の住民票

改修住宅にお住まいの方により次のいずれかの書類

(1)65歳以上の方がお住まいの場合はその方の住民票

(2)要介護または要支援の認定を受けている方がお住まいの場合はその方の被保険者証

(3)障害をお持ちの方がお住まいの場合はその方の障害を証する書類

補助金などの交付を受けた場合は、交付を受けたことを確認することができる書類。

～一定のバリアフリー改修工事とは～
廊下の拡幅、階段のこう配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの設置、屋内の段差の解消、引き戸への取替え工事、床表面の滑り止め化

資産税課 ④(☎460-9830)

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額

昭和57年1月1日以前からある住宅の耐震改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税(当該住宅の120㎡の床面積相当部分まで)を2分の1減額します(都市計画税は含まれません)

要件
改修後3か月以内に申告を行うこと

改修工事に要した費用が一戸当たり30万円以上であること

減額期間
平成18年1月1日～平成21年12月31日に改修完了した場合、翌年度から3年間

平成22年1月1日～平成24年12月31日に改修完了した場合、翌年度から2年間

平成25年1月1日～平成27年12月31日に改修完了した場合、翌年度から1年間

必要書類
耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

耐震改修工事証明書(現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書)

改修工事に要した費用の領収書
資産税課 ④(☎460-9830)

まちづくり

第4回「地域福祉計画」地区懇談会

地域福祉計画策定にあたり、市内を4つの地域に分け、それぞれの課題をお聞きするため、地区懇談会を開催しています。第3回までの意見を踏まえ、第4回では、導き出された各地域の理想像に向けて地域や行政がどんな役割を担えばよいかを整理し、地区別計画に反映させます。生活福祉課 ④(☎内線2311)

日程	場所	時間
10月27日(月)	保谷庁舎防災センター	東町、中町、富士町、ひばりが丘北、北町、栄町、下保谷
10月29日(水)	西原総合教育施設	西原町、芝久保町、緑町、谷戸町、ひばりが丘
10月30日(木)	住吉会館(ルピナス)	田無町、保谷町、北原町、泉町、住吉町
10月31日(金)	イングビル	新町、柳沢、東伏見、南町、向台町

時間はいずれも午後6時30分～8時30分

交通

はなバス第1ルートの運行を一部迂回

10月下旬から施工予定の市道202号線舗装工事に伴い、第1ルートの運行を一部迂回します。

迂回期間 11月中旬から約3週間
迂回ルート 下図参照(「9上後」の次に「11上前」に停車。「10青嵐台」は通りません)

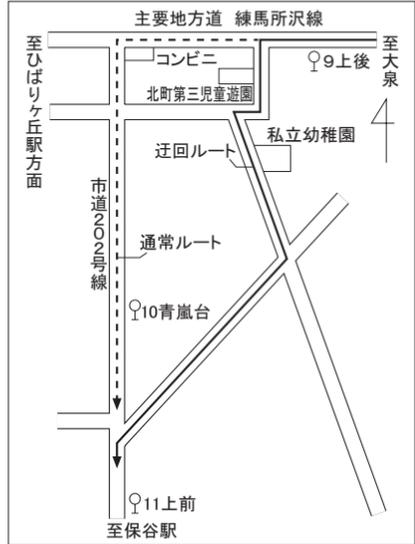
迂回運行 月～土曜日午前9時～午後6時(天候により工事中の場合でも迂回します)

通常運行 月～土曜日始発～午前9時・午後6時～終発、日曜日・祝日全日
詳細は、決定次第、市の④およびバス停にてお知らせします。

市民の皆さんにご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いします。

都市計画課 ④(☎438-4050)

●はなバス第1ルートの迂回ルート



商業

ご利用ください 各種融資あっせん制度

～中小企業事業資金融資あっせん制度～
この制度は、中小企業者の自主的な経済活動を促進するための事業資金の融資をあっせんします(新規融

資のみ対象)

④中小企業者および農業経営者
要件 市内に1年以上住所および事業所があり、同一事業を市内で1年以上継続していることなど
資金の限度額など(表1参照)

～勤労者等住宅資金融資あっせん制度～
この制度は、勤労者等の居住に供する住宅の取得等に必要な資金の融資あっせんを行うものです(新規融資のみ対象)

④勤労者など
要件 市内に1年以上住所があること 20歳以上65歳未満の方で、償還完了時75歳未満であることなど
資金の限度額など(表2参照)

いずれの融資も借換えについては対象となりません。

受付場所 産業振興課(保谷庁舎3階)

産業振興課 ④(☎438-4041)

表1・中小企業事業資金融資あっせん

資金区分	運転資金	設備資金	運転・設備併用
融資限度額	700万円	1,000万円	
償還方法	元金均等月賦償還		
償還期間	5年以内(据置6か月以内)	7年以内(据置6か月以内)	
融資利率	年2.375%		
利子補給率	年1.195%		
借受者負担率	年1.180%		

表2・勤労者等住宅資金融資あっせん

融資限度額	1,000万円
償還期間	15年以内(据置3か月以内)
金利条件	固定型
融資利率	年4.0%
利子補給率	年2.0%
借受者負担率	年2.0%

その他

宝くじ助成金 ～テーブル・イスを購入～

財団法人自治総合センターから宝くじの助成を受けて、新しいテーブルやイスを購入しました。ぜひご利用ください。

- ◆田無町地区会館...ゼミテーブル
 - ◆北原地区会館...ゼミテーブル
 - ◆ひばりが丘市民集会所...ゼミテーブル
 - ◆柳沢第三市民集会所...デリカテーブル、イス
- 生活文化課 ④(☎438-4040)



財政白書(平成19年度決算版)・市税白書(平成19年度版)を作成

市民の皆さんに市の財政状況や市税の現状をご理解いただくために、「財政白書(平成19年度決算版)」、「市税白書(平成19年度版)」を作成しました。財政白書は、財政課窓口(田無庁舎3階)で、市税白書は、市民税課窓口(田無庁舎4階)で配布しているほか、情報公開コーナー